

**幼児教育・保育の無償化の概要について  
(認可外保育施設の取扱い)**

**平成31年3月19日**

**津市健康福祉部 子育て推進課**



# 幼児教育・保育無償化の制度の具体化に向けた方針 (平成30年12月28日・関係閣僚合意)

## 1 認可外保育施設を無償化対象施設とする条件

- ① 都道府県への「届出」がなされていること      ② 国の「指導監督基準」を満たしていること  
ただし、経過措置として、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設ける。

## 2 見直し規定の検討

子ども・子育て支援法の改正法案の附則に、「法律の施行後2年を目途として、経過措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする」旨の見直し検討規定を置く。

## 3 認可外保育施設における保育の質の確保・向上

地方自治体とのハイレベルによる幼児教育の無償化に関する協議の場での議論を踏まえ、地方自治体の実情に応じた柔軟な対応を可能とすることも含め、必要な措置を検討する。

子ども・子育て支援法の改正法案の附則に、「経過措置期間内において市町村が条例により基準を定める場合、対象施設をその基準を満たす施設に限ることができる」旨の規定を置き、無償化の対象となる認可外保育施設等の範囲について、条例による設定を可能とした。

# 認可外保育施設の状況

平成30年12月17日 / 三重県作成一覧表から

## ● 三重県による指導監督

	届出対象施設	届出対象外施設
報告徴収	毎年実施	毎年実施
立入調査	毎年実施	3年に1度実施

## ● 三重県下と津市における状況

( ) : 指導監督基準適合施設数で内数  
 新設 : 平成30年度新設施設で立入調査が未済のため基準適合の判断ができないもの

区分	届出対象施設						計	
	一般認可外保育施設		居宅訪問型保育施設		企業主導型保育事業実施施設			
三重県	50	(38) 新設5	3	(2)	27	(11) 新設12	80	(51) 新設17
うち津市	13	(11) 新設1	1	(1)	6	(1) 新設4	20	(13) 新設5

※ 企業主導型保育事業について、事業主拠出金を活用し、標準的な利用料が無償化される。

区分	届出対象外施設		計
	事業所内保育施設	その他	
三重県	75	3	78
うち津市	12	0	12

※ 三重県は届出対象外施設に対し3年に1度『立入調査』を実施。

※ 現行制度においては「届出」の義務はないものの三重県の指導により自主的に届出があったもの。